＝＝

成年後見制度を考える集会

もう一度選挙に行きたい!を実現しよう
～成年被後見人に選挙権の回復を～

＝＝

成年後見制度が設けられ１０年が経過し、様々な問題点や不備が指摘されています。特に問題なのは、後見人が選任されると本人（成年被後見人）の選挙権が喪失することです。

今年２月、東京ではこの選挙権喪失が憲法違反ではないかとの訴訟が提起され、名古屋においても３月、選挙権を回復させるために保佐開始の審判が申立てられました。

成年後見制度の問題点を多くの方々に知っていただき、その改正・改善の取り組みを生の声でお聞きいただくべく報告・講演の集会をおこないます。

奮ってご参加ください。

【日　時】10 月 29 日（土曜）開場 13 時　開始 13 時 30 分～16 時

【会　場】愛知大学車道校舎 3 階　コンベンションホール
住　所：名古屋市東区筒井 2 丁目 10-31
行き方：地下鉄桜通線車道駅［１］番出口より徒歩 2 分

【内　容】
［１］東京での取り組み―後見選挙権訴訟弁護団報告
弁護士杉浦ひとみ
［２］原告後見人・名児耶清吉（なごやせいきち）さんのアピール
［３］名古屋での取り組み―保佐開始審判報告
愛知成年後見弁護団（仮称）事務局長　弁護士岡田貴文
［４］質疑応答

【資料代】　５００円

【主　催】　弁護士法人愛知リーガルクリニック法律事務所
ＮＰＯ法人名古屋成年後見センター
後見選挙権訴訟弁護団

【後　援】 愛知大学法務研究科（法科大学院）

☆☆

懇親会（16 時 30 分～18 時 30 分）に申し込みます。

申込先ＦＡＸ：052（892）5648　会費：3,000 円（当日受付にていただきます）

氏名（ふりがな）	所属団体

【お問合せ先・懇親会申込先】ＮＰＯ法人名古屋成年後見センター
電話：052（895）2600　　メール：nagoya@seinenkouken.org